

## 介護ウェブ2020 推進ニュース

## ★ 介護給付費分科会報告② (2020年6月25日)

No.9で紹介した介護給付費分科会(6月25日)の紹介の第2弾です。本号では4つのテーマの内「介護人材の確保・介護現場の革新」の焦点を当てて報告します。厚労省は、介護報酬や人員、運営基準等、介護ロボットの活用、ICTを活用した業務改善、文書量の削減について論点を示しました。

## 参加委員発言(一部抜粋)

○ 伊藤 彰久氏(日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長)

ICTやロボットの活用も重要だが人材の確保が最も重要だ。日本介護クラフトユニオンの調査では仕事に不満を持っている方は8割を超える。不満の内容の5割は賃金の低さだ。現職の介護従事者を辞めさせないとともに新たな人材が魅力を感じる賃金体系が必要だ。厚労省はやりがいを追求するのではなく、見合った賃金体系にも目を向けるべきだ。

○ 椎木 巧氏(全国町村会副会長(周防大島町長))

介護の魅力向上による新規の確保、モチベーションの上昇が求められ、職場環境の改善の取り組みを評価する仕組みが必要だ。離島や中山間地域など、先行して高齢化や現役世代の減少が進んでいる地域では人材不足が深刻になっている。一自治体や事業所の取り組みで人材を確保することは難しく、安定的に介護人材を確保する支援体制が必要だ。

○ 今井 準幸氏(民間介護事業推進委員会代表委員)

2019年10月から始まった特定処遇改善加算の算定率は2019年12月時点で57.8%に留まっている。サービス毎に見ると、訪問介護では45.8%、介護老人福祉施設では83.5%と大きな差がある。算定の弊害を分析する必要がある。

※ 第178回介護給付費分科会資料 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12045.html))

## ★ 「緊急アンケート」に寄せられた国への要望を紹介します

- ・医療職、介護職への支援金支給はありがたいが、本部の職員など、直接患者・利用者と接触がない職員には支給されない。医療・介護の事業所で働く職員全員を対象にしてほしい。(青森)
- ・コロナによる利用中止などで実績がなくても請求できる措置があったが、利用者負担させるのではなく、事業所への補償、補填として利用者に転嫁をしないことを求める。(山梨)

## ◆ お知らせ

第179回 介護給付費分科会が7月8日(水)15:00~17:30にWebで行われます。YouTubeにおいてライブ配信されます。皆で審議の内容をチェックしましょう!

※開催案内 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12173.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12173.html))

	年度	R1年度		
	サービス提供月	10月	11月	12月
特定処遇改善加算 介護職員等	(I)	26.6%	27.5%	28.0%
	(II)	27.2%	28.9%	29.8%
	合計	53.8%	56.4%	57.8%

※当日資料一部抜粋  
特定処遇改善加算算定状況

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:[min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)

全日本民医連事務局:高梨/山川